

# 和歌山縣報

第六百八十五號

大正八年九月二十六日

金曜日

○縣令

○和歌山縣令第六五號

明治三十九年五月縣令第二十五號紹介營業取締規則左ノ通り改正ス

大正八年九月二十六日

和歌山縣知事 池松時和

第一條 本則ニ於テ紹介營業者ト稱スルハ藝妓、娼妓、酌婦、職工、徒弟、僕婢、乳母、其ノ他ノ雇人及養育兒ヲ紹介スルヲ以テ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ妻ニ在リテハ夫、未成年者ニ在リテハ法定代理人ノ連署ヲ要ス

一、本籍、住所、氏名、生年月（法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ氏名）

二、營業所

第三條 警察官署ニ於テ不適當ト認ムル者ニ對シテハ許可ヲ與ヘサルコトアルヘシ  
第四條 營業者ハ其營業所又ハ自宅ニ於テ左ノ營業ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス

和歌山縣報

第六八四號

大正八年九月二十六日

（和歌山縣報）第三種郵便物認可

一、宿屋

二、料理屋

三、飲食店

四、藝妓置屋

五、貸座敷

六、席貸業

七、待合茶屋

八、遊技場

第五條 營業者ハ家族、雇人、其ノ他ノ者ヲシテ業務ニ從事セシメムトスルトキハ其ノ本籍、住所、職業、氏名、年齢ヲ記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第六條 營業者ニシテ公安若ハ風俗ヲ害シ又ハ營業上不正ノ行爲アリト認メタルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 家族雇人其ノ他ノ從業者ニ對シテハ第三條及前條ヲ準用ス

第八條 左ノ事項ハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一、轉居、改氏名、死亡、解散

二、法定代理人ノ變更

三、營業所ノ移轉

四、從業者ノ改氏名其ノ他ノ異動

五、廢業一箇月以上ニ亙ル休業

第九條 營業者コシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ノ効力ヲ失フ

一、休業一箇年以上ニ及ビタルトキ

二、所在不明トナリ六箇月以上ヲ經過シタルトキ

第十條 營業者ハ紹介手数料ヲ定メ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ手数料ハ帳場其ノ他ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十一條 營業者ハ左ノ各號ヲ遵守シ又其從業者ヲシテ之ヲ遵守セシムヘシ

一、本人ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲ササルコト

二、法定代理人又ハ夫ノ承諾ナキ未成年者又ハ妻引受人ナキ身元不詳者等ヲ紹介セサルコト

三、藝妓、娼妓、酌婦ヲラントスル者ハ其ノ父母（父母在ラサルトキハ戸主、父母、戸主共ニ在ラサルトキハ最近親族二名）ノ諾証ナ

クシテ之ヲ紹介セサルコト

四、雇主、抱主等ノ身元ヲ詳悉セシテ紹介セサルコト

五、雇主ノ意思ニ反シテ濫リニ被雇中ノ者ヲ他ニ紹介セサルコト

六、既ニ被雇中ノ者ヲ教唆又ハ慫慂シテ其ノ被雇先ヲ辭セシメサルコト

七、紹介上ニ關シ詐欺ノ手段ヲ用ヒサルコト

八、被紹介人ヲ自宅又ハ營業所ニ宿泊セシメサルコト

九、何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス紹介先又ハ被紹介人ヨリ相當ト認ムヘキ實費並ニ手数料以外ノ金銭物品ヲ受ケサルコト

十、警察官吏ノ承認ヲ受ケスシテ被紹介人ノ所持品ヲ手数料ノ抵償ニ受取り若ハ買取又ハ賣却質、

入等ノ周旋ヲ爲ササルコト

第十二條 營業者ハ附錄様式ノ紹介名簿ヲ備ヘ紹介ノ都度之ニ記載スヘシ紹介名簿ハ其ノ使用ヲ終  
リタル後滿一箇年間之ヲ保存スヘシ若シ毀損、亡失シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出  
ツヘシ

第十三條 警察官吏ハ營業所ニ臨ミ紹介名簿ノ檢閲ヲ爲スコトアルヘシ營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得  
ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第二條、第四條、第五條、第八條、第十條、乃至第十二條ニ違反シタルトキ

二、營業停止中其ノ業ヲ爲シタルトキ

三、紹介名簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ其ノ檢閲ヲ拒ミタルトキ

第十五條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法  
定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リ在ラズ

第十六條 營業者ハ其ノ代理人戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルト  
キハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第十七條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人  
ニ適用ス法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十八條 本則施行前ノ營業者、從業者及手数料ハ本則ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做  
ス附錄様式 紹介名簿 (用紙半紙形)

| 番 號                                 | 第 何 號                                                 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 紹介年月日                               | 大正何年何月何日                                              |
| 被紹介人本籍<br>住所氏名年齢                    | 本籍何縣何郡何村大字何々番地平民<br>住所何縣何郡何町大字何々番地<br>戸主何某何女 氏 名 年 齡  |
| 雇主又ハ抱主ノ<br>住所職業氏名                   | 何縣何郡何村大字何々番地<br>何業(官吏) 氏 名                            |
| 稼業又ハ雇傭種<br>類及契約ノ期限                  | 下婢(或ハ藝妓)何ヶ年                                           |
| 給金又ハ前借金                             | 一ヶ月(或ハ一ヶ年) 給金(或ハ前借金)何拾何圓                              |
| 手 數 料 額                             | 雇主又ハ抱主ヨリ<br>被紹介人ヨリ 何圓何拾錢<br>何圓何拾錢                     |
| 實費トシテ受領<br>シタル金額並其<br>内譯及支拂人ノ<br>氏名 | 何某ヨリ何圓何拾錢受領<br>内譯自何所汽船賃何程 自何所車馬賃何程宿泊料何泊分何程<br>至何所 至何所 |

○ 告 示

○和歌山縣告示第二八八號

本年施行ノ滅術、灸術、按摩術試驗受験志願者ハ左記期限迄ニ其ノ願書ヲ所轄警務官署ニ差出ス

ヘレ

試験期日ハ追テ告示ス

大正八年九月二十六日

記

一、願書受理期限大正八年十月三十一日

○和歌山縣告示第二八九號

左記ノ者頭書ノ番號ヲ以テ本日和歌山縣產婆名簿ニ登錄ス

大正八年九月二十六日

和歌山縣知事 池松時和

番 號 住 所 身 分

氏 名 生 年 月

第一〇三八號

日高郡中山路村大字柳瀬  
三百九十八番地

吉 村 ク ラ 明治十九年二月生

○辭 令

○大正八年九月二十二日

土木技手 久下亮太郎

月俸五拾圓ヲ給ス

願ニ依リ職務ヲ免ス

(各通) 屬 岩 田 貞 喜

同 谷 口 郡 治 郎  
大正八年九月執行縣會議員選舉那賀郡選舉區內  
投票所監視ヲ命ス

依願解雇

雇 瀬 社 家 松 藏

○大正八年九月二十三日

(各通)

警部補 小倉友太郎

同 山田富次郎

同 山下大次郎

給月俸貳拾八圓

(各通)

警部補 小林利八

同 平井清吉

給月俸貳拾七圓

(各通)

警部補 川瀬幸太郎

同 山本松兒

同 小川周吉

同 三木辰之助

給月俸貳拾六圓

(各通)

警部補 蛸背英和

同 吉本松藏

同 竹中順吉

給月俸貳拾五圓

警部補 生駒正治

同 杉浦信一郎

給月俸貳拾四圓

(各通)

警部補 田村常一

同 成相大太郎

同 前田慶三

同 土橋熊之助

同 三木純吾

同 山下岩吉

給月俸貳拾參圓

警部補 松本三喜三郎

給月俸貳拾壹圓

故和歌山縣西牟婁郡技手神田久吉

死亡賜金五拾七圓 寡婦 神田 つる

右判任官俸給令第十三條ニ依リ之ヲ給ス

土木技手 鈴木基夫

願ニ依リ職務ヲ免ス

○大正八年九月二十五日

警部補 山下大次郎

檢疫委員ヲ命ス

大正八年九月二十六日印刷  
大正八年九月二十六日發行  
每冊金壹圓

價郵稅共  
四十五錢

發行人 谷口郡治郎  
發行所 和歌山縣  
和歌山市東長町五丁目

印刷人 印刷所

和歌山市西區丁壹番地  
和歌山市西區丁壹番地  
和歌山日日新聞社印刷部